

令和6年度  
キャッシュレス決済の導入に関する  
情報提供依頼（RFI）実施要領

2024年（令和6年）4月

藤沢市

## 1 情報提供依頼（RFI）の目的

現在当市では、市民の利便性の向上を図るため、証明窓口における証明書等発行手数料等の納付手段について、キャッシュレス決済の導入を行いました。今後対象施設の更なる拡大を検討しています。

この情報提供依頼（RFI）は、キャッシュレスの導入における諸条件を把握するため、収納代行サービスに関する情報について、複数の事業者に対して提案等を求めるものです。

## 2 情報提供依頼の前提条件

- (1) 令和6年度においては新たに6か所の窓口で取り扱う収納事務につきキャッシュレスの追加導入を検討しております。
  - ①防災政策課 1台（モバイル型）
  - ②市民相談情報課 1台（設置型）
  - ③市民相談情報課文書館 1台（設置型）
  - ④地域保健課 2台（設置型）
  - ⑤生活衛生課 1台（設置型）
  - ⑥予防課 1台（設置型）
- (2) 稼働開始の想定ですが、令和7年2月中旬以降の開始を見込んでいます。
- (3) 対応するキャッシュレス決済手段は、次の内容で予定しています。
  - ①クレジットカード
  - ②電子マネー
  - ③スマートフォンを使用したコード決済
- (4) キャッシュレス決済にかかる機器の動作に必要なインターネット接続環境（有線LAN接続）は市で準備しますので、かかる費用については提案の範囲外とします。
- (5) モバイル型については、可搬性を有し、無線ネットワーク等を介して単独で通信が可能であり、かつ、レシート等の出力にかかる機能を備えた機器、またはこれに準じる機能等を有するものを指します。かかる機器の利用にあたっては、専用のSIM等を使用しての接続を想定しており、提案事業者の指定によるものと考えているため、かかる費用（SIM利用料・プロバイダ費用等、接続にかかる一切の費用）については提案に含むものとしてください。

## 3 情報提供依頼内容

情報提供については「2 情報提供依頼の前提条件」を満たす前提で次の(1)及び(2)について情報の提供をお願いします。

なお、(1)及び(2)の見積書の作成における端末機器の想定台数については、2(1)のとおり設置型6台、モバイル型1台の計7台を想定しています。

- (1) 情報提供内容は別紙「様式1\_情報提供について」「様式2\_キャッシュレス決

済に係る取り扱いブランド及び手数料率一覧」によりご提出ください。

- (2) キャッシュレス認証機に係る概算見積書をご提出ください。見積書については提案者側にて用意できる任意の様式でご提出ください。または「様式3\_見積書(キャッシュレス認証機)」に必要事項を明記してご提出ください。
- (3) その他、提供可能な副次的な機能やサービス等に関する提案資料等がありましたら、併せてご提供ください。下記に、一例を示しますので、提案にあたっての参考としてください。
  - ア. 収納事務が可能となるオプション機能
  - イ. クラウドを活用した各種サービス
  - ウ. その他、市民の利便性や業務の効率性の向上につながるソリューションの提案が可能でしたら、ご提示ください。
- (4) 令和6年度において、キャッシュレスを導入することを想定している課および歳入取扱額(令和4年度決算ベース)は、別紙「導入想定課及び歳入取扱額一覧」に記載しておりますので、提案の参考としてください。
- (5) 今回の情報提供にあたり前提とした事項や懸念事項、調達における参考資料等がありましたら、ご提供ください。(任意様式可)

#### 4 その他

- (1) この情報提供依頼は、現時点において必要な情報を収集する目的のため実施するものです。
- (2) この情報提供依頼にかかる資料については、今後実施を予定する事業の計画策定にかかる参考情報の一つとして、情報の提供依頼を行うためのものであり、将来的な実施を確約するものではなく、内容については今後変動する可能性があります。また、今回資料を提出したことにより、提案者に対して、将来実施する入札やプロポーザル方式による業者選定に応じる義務が生じたり、選定時の優位性など、特別の地位を約束したりすることは一切ありません。
- (3) 本件で入手した各種の情報については、各種要件を検討する際の情報としてのみ利用します。
- (4) 本件は、技術や費用等の各種情報を得るための手段として実施しています。今回の情報提供により貴社が拘束されることや貴社の評価に影響を与えることはありません。
- (5) ご提供いただいた情報については、当市内部で必要に応じてコピー・配布し、市の関係者のみが閲覧できることとし、提案者側への事前確認を省略し、他の地方公共団体や行政機関等、外部への配布及び関係者以外に提供することはありません。
- (6) ご提供いただいた情報・資料等は返却しません。
- (7) ご提供いただいた情報に関して、後日改めてご説明をお願いする場合があります。

- (8) 本件の情報提供に際して、費用が発生する場合は、提案者側にてご負担ください。

## 5 質問について

- (1) R F I の内容について疑義がある場合や補足を求める場合は、依頼者に対して質問を行うことができます。
- (2) 質問については「様式4\_藤沢市質問書」により次の「6 (3) 提出先について」に記載されたアドレス宛にメールで送信してください。なお、来庁（郵送）での提出は不可とし、無効とみなします。
- (3) 質問受付期限については、2024年（令和6年）4月19日（金）までとします。
- (4) 質問に対する回答については、電子メールにて2024年（令和6年）4月23日（火）を目途に送付いたします。なお、回答については、質問受付期限までに受付けた質問及び回答を取りまとめの上、質問者に一斉メール（BCC）にて送付します。

## 6 情報提供の実施期間及び提出先について

- (1) 情報提供実施期間は下記の通りとします。期間内に資料等のご提出をお願いします。期間中に提出されなかった場合、無効とします。

2024年（令和6年）4月12日（金）から

2024年（令和6年）5月10日（金）まで

- (2) 提出方法について

ア. 資料の提出についてはメールでのご提出をお願いいたします。

電子データについては必ず最新のウイルスパターンファイルによるウイルスチェックを行ったうえで、メールに添付の上ご提出ください。

イ. 任意様式の提出物の電子データのファイル形式は、PDF、ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかでご提供をお願いします。

※メールに添付するファイルサイズの目安は10MB程度とし、必要に応じて分割して送付する等のご対応をお願いします。

ウ. 資料の作成にあたっては、セキュリティソフトの機能等によりファイルの展開ができなくなることを避けるため、マクロや動的コンテンツ（パワーポイントにおける表示効果機能を含む）が含まれないようにしてください。

- (3) 提出先について

藤沢市役所 企画政策部 デジタル推進室 担当：大町・佐渡

メールアドレス：fj-dxs@city.fujisawa.lg.jp

（スパムメール防止のため◎を@と読み替えてください。）

電話：0466-50-8261

以上